

## 公有財産売買契約書（案）

売扱人 松戸市（以下「甲」という。）と 買受人 （以下「乙」という。）とは、次の各条項により物件の売買について契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

#### （1）ピアノ

規 格：コンサートグランドピアノ

メー カー 名：スタインウェイ&サンズ

型 番：D-274

製 造 番 号：525895

取 得 年 月 日：平成5年9月17日

付 属 品：ピアノフルカバー、鍵盤カバー、鍵盤蓋鍵、  
コンサート用ベンチ（各1）

### （売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費  
税の額 金 円）とする。

### （契約保証金）

第4条 松戸市財務規則第143条第3項第5号の規定より一部免除する。

### （代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和8年3月10日  
(火)までに支払わなければならない。

### （売買物件の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納し、甲が納付を確認したとき  
に甲から乙に移転するものとする。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、売買物件を甲の指定する場所及び期日において現状のまま乙に引渡し、乙は売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険の加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。これに要する費用については、乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 乙は本契約締結日から売買物件の引渡しの間において、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 本契約に基づく売買は、現状有姿によるものとする。売買物件の品質等が契約の内容に適合しない場合でも、甲は責任を負わないものとし、乙は履行の追完、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、契約締結後、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第11条 乙は、甲が前条に定める解除権を行使したときは、売買代金の100分の10（1円未満の端数がある場合は、切り上げた額）に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(返還金)

第12条 甲は、第10条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。

(乙の原状回復義務)

**第13条** 乙は、甲が第10条の規定により契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項のただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損している場合は、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

**第14条** 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

**第15条** 甲は、第12条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に定める違約金又は第13条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と相殺する。

(公租公課等の負担)

**第16条** 所有権移転後におけるこの物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(疑義の決定)

**第17条** この契約に定める事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

売扱人（甲） 松戸市根本387番地の5  
松戸市  
松戸市長 松戸 隆政

買受人（乙）